

平成30年11月21日

調査結果報告書

三田市行政監察員 村上英樹

通報受理日	平成30年10月11日	
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ・F A X	(時 分～ 時 分)
通報者	・実名(※) ・匿名	所属部署
通報内容	市は、顧問弁護士を委嘱し月額10万円を支払っている。設置規程において、「公務執行上参考となる凡例の開設(註 「判例の解説」の誤記と思われる)等の研修を実施する」となっているが、行われていない。 (平成26年3月28日定期監査においても指摘されている。)	
調査経過	平成30年10月11日 公益目的通報を受理 同日 市長に公益目的通報受理報告書を提出 同日 事務局に調査依頼。 11月5日 事務局より資料(三田市法律顧問設置規程, 定期監査報告書, 監査の結果に基づく改善措置通知書, 法律顧問契約書, 顧問弁護士への法律相談事務マニュアル) 受理 11月21日 調査報告書提出	
調査結果	1 法律顧問設置規程等 三田市法律顧問設置規程においては、第6条2項において「公務執行上参考となる判例の解説等の研修を実施する。」とされ、同3項において「(略)研修は、随時に実施する。」とされている。 2 平成25年度定期監査報告書 同報告書中で、「法律顧問契約においては、法律相談の他、公務執行上参考となる判例等の研修を行うこととされているところ、これが行われていませんでした」「当該研修の要否について検討するとともに、当該研修を行うこととする場合には、この頻度を明確にしてください」と指摘されている。 3 監査の結果に基づく改善措置	

上記2の監査結果に対して、市は顧問契約内容を変更し、平成25年度までは顧問弁護士への委嘱業務に「公務執行上参考となる判例の解説等の研修」が含まれていた契約内容から、平成26年度以降はこの項目を除外した契約内容に変更している。

4 検討

上記1の設置規程によれば研修の実施は「随時」とされており、すなわち、必要が生じたときに適宜研修を行う旨が規定されている。

このことからすれば、上記2の指摘するような研修頻度を予め明確化することは設置規定上予定されていない。また、現実に研修の必要が生じない場合には、数年にわたって研修が実施されなかったとしても特段問題があるわけではない。

また、顧問弁護士との法律顧問契約書において委嘱内容の一つとして「公務執行上参考となる判例の解説等の研修」が含まれていたとしても、契約期間中に必ず研修を行わなければならないというわけではなく、他の委嘱内容（主たる内容は法律相談である）が実施されているのならば別段問題は無い。従って、平成25年以前の法律顧問契約書の記載に特に問題があったともいえない。

問題は、三田市において、公務執行上参考となる判例の開設等を中心とする研修を実施すべき状況があり、そのために顧問弁護士に同業務をするよう求めるべきであるのに、市がそれを怠っていたという場合に、上記1規程に反する可能性があるということである。

この点について検討すると、これまで、三田市行政において顧問弁護士において判例の解説等の研修が必須であるという状況が生じたという事実は確認できない。その意味で現在までの三田市の法律顧問設置のあり方に違法があったとはいえない。

しかし、特別な市政上の問題が生じなかったとしても、例えば年に1回など定期的に、公務執行上参考となる重要な判例、あるいは、新しい判例や法律の考え方を解説する内容の研修が弁護士によって行われること、そのような研修を職員が受講することは、有益な研鑽の場となり得る。

以上から、本件通報にかかる問題点について現在までの市の在り方に違法はないけれども、今後、職員の業務に関連の深い分野を中心に弁護士による研修を積極的に企画することが望ましいと考える。

添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。